

野田市告示第140号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、野田市関宿福祉センターやすらぎの郷使用料及びカラオケ使用料の徴収及び収納事務を次のとおり委託したので、地方自治法第243条の2第2項及び野田市会計事務規則第31条第3項の規定により告示します。

令和7年5月20日

野田市長 鈴木 有

- 1 指定公金事務取扱者の名称、住所
名称 社会福祉法人 野田市社会福祉協議会
住所 野田市鶴奉5番地の1
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出
 - ・野田市福祉センターの設置及び管理に関する条例第9条の規定に基づく使用料
 - ・カラオケ使用料
- 3 指定をした日
令和7年4月1日
- 4 委託をした日
令和7年4月1日
- 3 委託期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで